

さいたま市重度障害者等の就労支援事業の概要

1 事業概要

就労中の支援を必要とする重度障害者等に対し、日常生活に係る支援（食事、排せつ等の介助）を行うもの。

※就労先企業が、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（JEED）の「障害者雇用納付金制度に基づく助成金」を活用して業務上必要な支援を行うことが前提となります。

2 対象者

この事業の対象者は、市内に1年以上在住し、かつ、在宅就労している重度訪問介護の利用者又は就労している同行援護若しくは行動援護の利用者であって、次のいずれかに該当する者としします。

- (1) 民間企業に雇用される者であって、1週間の所定労働時間が10時間以上の者（1週間の所定労働時間が10時間未満の者であって、当該年度末までに当該企業が10時間以上に引き上げることを目指すことが関係者による支援計画書において確認できる者を含む。）
- (2) 自営業者（重度訪問介護利用者は常時介助が必要な者に限る）

3 申請方法

以下の書類をさいたま市障害支援課あてに郵送又はメールで提出してください。

- (1) さいたま市重度障害者等就労支援給付支給申請書（様式第1号）
- (2) 対象者が重度訪問介護、同行援護又は行動援護の支給決定を受けていることを示す受給者証の写し
- (3) 雇用契約書の写し（被雇用者に限る）
- (4) 支援計画書（様式第2号）
- (5) 自営業者であることを証する書類（自営業者に限る）

4 提出先及び問い合わせ先

さいたま市保健福祉局福祉部障害支援課 自立支援給付係

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4

TEL 048-829-1305

FAX 048-829-1981

e-mail shogai-shien@city.saitama.lg.jp